

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期			
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項						
1	短時間勤務保育士について	保育所における短時間勤務保育士の活用については、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨通知されているところであるが、平成22年10月中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年10月中措置	厚生労働省	「「保育所における短時間勤務の保育士の導入について(通知)」の周知徹底について」(平成22年10月1日 雇保発1001第3号)を発出し、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨、改めて周知徹底を図った。	
2	介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃	平成22年10月を目処に参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)から各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。	平成22年10月中措置	厚生労働省	平成22年10月7日付けで介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第314号)を改正し、参酌標準を廃止した。	
3	農地利用集積円滑化事業の要件の周知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年中措置	農林水産省	「農地利用集積円滑化事業規程の承認要件について」(平成22年11月4日付け22経営第4204号経営局長通知)にて、市町村が農地利用集積円滑化事業規程を承認するにあたり、農地利用集積円滑化事業の事業実施地域が重複することとなっても、重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでなければ、事業規程の承認をすることができる旨の通知を行い、農地利用集積円滑化事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図った。	左記の通知については、当省ホームページに掲載し、更なる周知を図った。
4	就農研修資金の貸付対象に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年中措置	農林水産省	就農研修資金の運用を担う各都道府県に対して、民間企業が行う研修についても貸付対象から除外していないことを内容とした通知文書(「就農支援資金(就農研修資金)の貸付対象となる研修について」(平成22年11月30日付け22経営第4649号経営局人材育成課長通知))を発出した。	当省ホームページでの掲載による周知を継続的に行い、民間企業が行う研修を受講したい就農希望者に対する就農研修資金の貸付けが実施されている。
5	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年10月中措置	農林水産省	平成22年10月29日付けで地方農政局長に対し「土地改良区が管理する施設に係る水力発電施設の設置の取扱いについて(平成22年10月29日付け22農振第1502号農林水産省農村振興局長通知)」を発出し、当該通知の趣旨を都道府県を通じて、土地改良区に周知したところ。	
6	施業集約化の推進(森林簿・森林計画図の民間利用の拡大)	民間事業者による施業集約の促進のため、意欲や能力のある事業体に対して森林の施業集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、平成22年中に都道府県に助言を行う。	平成22年中措置	農林水産省	森林簿情報の提供等については、「森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について」(平成22年12月24日付け22林整計第195号林野庁長官通知)により、都道府県に対し、森林組合や林業事業者による森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について助言したところ。	・「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)において、市町村は森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うよう努める旨を規定した。 ・森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)において、森林関連情報の収集・提供の推進に関し、森林簿情報について、都道府県と市町村等との間での共有化を進めるとともに、施業集約化に取り組む者に対し、地方公共団体から森林の経営の受託に必要な情報の提供を進める旨を記述した。
7	国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空会社による貨物チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省	従前、第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航申請に際しては、本邦航空会社がこれに反対しない旨の書面(ノン・オブジェクションレター)を必要としていたが、平成22年10月31日より、相互主義の確保がなされていることを前提に、ノン・オブジェクションレターを廃止し、第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航を容易化した(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日国空国第1769号・国空事第463号))。	

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期			
8	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター(利用運送事業者によるチャーター)の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省	従前、フォワーダー・チャーターの運航については、荷主の突発的輸送需要に対応する目的のものであること等を要件としていたが、平成22年10月31日より、相互主義の確保がなされ、かつ、航空自由化が実現している国・地域との間については、フォワーダー・チャーターの運航を認めることとした(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日国空国第1769号・国空事第463号))。	・航空会社が、定期便の貨物輸送力では対応できないような突発的かつ大量の輸送等のニーズに柔軟に対応することが可能となるよう、他の航空会社の機材をチャーターして貨物の運送を行うチャーター形態(エアライン・チャーター)を創設した。(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日国空国第1769号・国空事第463号)の一部改正(平成23年7月29日)) ・羽田空港の昼間時間帯について、発着枠の空き枠の範囲内において国際貨物チャーター便の運航を解禁した。(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日国空国第1769号・国空事第463号)の一部改正(平成23年10月28日))
9	国際航空運賃規制の緩和	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、国際航空運賃の認可制度について、あらかじめ認可を受けた上限額の範囲内であれば、機動的に運賃の設定・変更が行えるようにするための運用の緩和を、平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省	平成22年10月31日より、左記「規制改革の概要」のとおり、あらかじめ認可を受けた上限額の範囲内であれば、自由な運賃の設定・変更が行えるように、上限認可制に移行した(「国際航空運賃等の取扱いについて」(平成22年10月29日国空国第1855号・国空事第485号))。	
別表2 国を開く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項						
1	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の取りまとめ	本年1月1日から優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等を踏まえ、優越的地位の濫用規制の考え方を明確化すること等により法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表する。	平成22年中措置	公正取引委員会	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定し、公表した(平成22年11月30日)。(実施済み)	平成22年11月30日に策定・公表した「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を広く周知することにより、優越的地位の濫用行為の未然防止を図る観点から、全国各地で事業者や事業者団体等に向けた説明会等を実施した。
2	公共空間における収益施設の設置等に係る規制緩和	地下街について、地方公共団体等に対し情報提供等の技術的支援を行うとともに、民間事業者が駅前広場等の公共空間の利用を可能とする手法を提示する。また、国・地方公共団体が都市公園事業について意見交換・協議する会議において、立体都市公園制度の活用等に関する情報を周知徹底する。	平成22年度措置	国土交通省	地方公共団体に対し「官民連携による地下街の整備の推進について(通知)」(平成23年3月30日国都街第146号街路交通施設課長通知)及び「駅前広場の上空利用について」(平成23年3月30日国都街第151号街路交通施設課長通知)をそれぞれ発出した。「平成22年度 関東甲信越都市公園担当課長会議」(平成22年10月21日)等の会議において、資料の配布・説明により立体都市公園制度の活用等に関する情報の周知を行った。	
3	下水処理施設の改築・省スペース化により生じる敷地の有効利用方針を国が策定	下水処理施設の改築時に施設の省スペース化等を実現できる膜処理技術について、その導入のためのガイドラインを作成し、普及を促進する。	平成22年度措置	国土交通省	ガイドライン(下水道への膜処理技術導入のためのガイドライン[第2版])を作成(平成23年3月)・公表済み(平成23年6月8日)	
4	港湾経営の民営化	我が国港湾の国際競争力強化を図る観点から、港湾の選択と集中を進め、公設民営の考え方のもと港湾の経営に関する業務に民の視点を取り込み、港湾の一体経営を実現するため、「港湾経営会社(仮称)」制度を創設する等、港湾法等所要の法改正を行う。	平成22年結論・平成23年通常国会への法案提出	国土交通省	「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成23年法律第9号。第177回通常国会において成立。)により港湾法等所要の法改正を行った。また、本改正を受けて、港湾法施行令等の関係政省令の整備を行っているところ。国際戦略港湾(阪神港、京浜港)等において、民の視点により港湾の一体運営を行う「港湾運営会社」に係る規定は、平成23年12月15日に施行済み。	

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期			
5	国際旅客チャーター便の個札販売(航空券のバラ売り)比率の一層の緩和	航空自由化が実現していない国・地域内の地点との間において、定期便の乗入指定地点間か否かを問わず、一律、総座席数の50%未満まで、国際旅客チャーターの個札販売を可能とする。羽田空港を発着する国際旅客チャーターについては、羽田空港の国際化にあわせて、深夜早朝時間帯は、他の空港と同様、航空自由化が実現した国・地域内の地点との間では個札販売の制限を撤廃する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省	平成22年10月31日より、左記「規制改革の概要」とおり国際旅客チャーターの個札販売(航空券のバラ売り)比率を緩和した(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日国空第1769号・国空事第463号))。	
6	LCC等の低コストな運航の実現のための運航管理補助者の配置方法の明確化	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、各空港において気象情報や飛行計画等の機長への伝達等を行う航空会社の運航管理補助者について、航空会社の事業の計画等で配置できることを明確化することにより当該会社の柔軟な運航形態を支援することを平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	国土交通省	運航管理補助者の配置について記載されている「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日空航第78号)を改正し、平成23年4月1日より、路線、運行回数、運航時間帯、使用航空機等を考慮し、必要に応じて航空会社の事業計画等で運航管理補助者を置くことができることを明確化した。(「運航規程審査要領細則」の一部改正について)(平成23年3月30日国空航第1421号))	・改正された通達については、国土交通省の「告示・通達データベースシステム」に登録し、(社)全日本航空事業連合会等の関係者に対し通知するなどして周知を行った。 ・運航管理補助者の配置方法が明確化されたことにより、新基準に基づき、1社が2空港において運航管理補助者を配置しないこととして航空運送事業の許可を取得した。
7	外国企業等による英文開示の範囲拡大等、制度整備の実施	外国会社等による英文開示の範囲拡大等について、平成22年度中を目的に、必要な法制面の対応も含めて検討し、その検討結果を踏まえて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁	外国企業等による英文開示の範囲拡大等を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布。 平成24年4月1日(予定)の施行のための関係府令案についてパブリックコメント中。	
8	銀行本体によるファイナンス・リースの活用解禁	銀行本体でファイナンス・リース業務の取扱いを行うことについては、主要行・地銀の多くで既にファイナンス・リース子会社を保有していることから現時点でどの程度のニーズがあるかを確認しつつ、銀行法の他業禁止の趣旨や当該業務を認めた場合の銀行による優越的地位濫用の防止の必要性等も踏まえながら、平成22年度中に、法改正を含めた必要な法制面での対応について検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁	銀行本体によるファイナンス・リースの活用を解禁する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布。 平成24年4月1日施行予定。	
9	保険会社が外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討	保険会社が外国の保険会社を子会社等とする場合の当該外国の保険会社の子会社等の業務範囲規制のあり方について、法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて平成22年度に検討し、平成23年度以降に結論を得て必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討 平成23年度以降結論・措置	金融庁	平成23年6月29日より、金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」において議論を行い、平成23年12月2日にワーキング・グループ報告書を取りまとめたところ。今後、報告書の内容に沿って、必要な制度整備を行う予定。 <見直し内容> 買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として一定期間、子会社業務範囲規制の適用を除外する。	
10	保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討	保険会社における資産運用比率規制に関し、その撤廃も含めた規制のあり方について、平成22年度に法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁	「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月)において、資産運用比率規制(保有する資産の種類ごとに総資産額に一定の比率を乗じた額を上限とする規制)を平成23年度中を目的に撤廃する方針を公表しており、年度内を目的に関係内閣府令の改正を行う予定。	
11	プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和	プロ投資家を顧客とする投資運用業の登録要件等の規制のあり方について、平成22年度を目的に、法改正を含めた必要な対応を検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁	プロ等に限定した投資運用業の規制緩和を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立・同月25日公布。 当該法改正に伴い、金融商品取引法施行令(昭和四十年九月三十日政令第三百二十一号)、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年八月六日内閣府令第五十二号)等の関係府令(案)について、パブリックコメントを実施(平成23年11月4日～12月5日)。 平成24年4月1日施行予定。	